

上天草市地域プロジェクトマネージャー募集要項

1 概要

上天草市は、平成16年3月31日に天草上島等に位置する4町(大矢野町、松島、姫戸町、龍ヶ岳町)の合併により誕生しました。人口約2.4万人(令和5年12月末時点)、面積126.94k㎡、熊本県西部の天草地域の玄関口に位置し、大小さまざまな島々から構成されています。ほぼ全域が雲仙天草国立公園に含まれ、きらめく海に点在する風光明媚な島々の景観や絶景が望める天草観海アルプスなど日本有数の自然環境や地域資源を有しており、穏やかな内海と肥沃な大地に恵まれる食素材や天然温泉など海や山でも楽しめるバラエティーに富んだ地域です。

一方で、少子高齢化や長年の転出超過に伴う人口減少を起因とした課題が各地域に山積しており、地域課題の解決策として、本市では地域おこし協力隊(以下「協力隊」という。)の導入を積極的に進め、地域や産業の担い手不足の解消をはじめとした各種施策を講じるための協力隊の活動により、活性化の兆しを感じられるようになりました。

本市は、今後もこの流れを加速させていくため、協力隊の現役及びOB・OG、市内の事業者及び地域づくり団体と協議を重ね、協力隊同士の情報共有や連携を図る場としてだけでなく、協力隊のスキルやノウハウを生かして市内の事業者及び地域づくり団体とも連携を図りながら地域課題を解決していくことを目指し、「地域おこし協力隊制度を活用した地域課題解決プロジェクト」を令和6年度から開始することとなりました。

そこで、総務省の地域プロジェクトマネージャー制度を活用し、当該プロジェクトにおいて、市内事業者、地域づくり団体や行政などの関係機関との間で適切な調整を行う橋渡し役となる現場責任者として、地域プロジェクトマネージャーを募集します。

2 募集人員

1人

3 プロジェクトの名称

地域おこし協力隊制度を活用した地域課題解決プロジェクト

4 主な業務

地域プロジェクトマネージャーとして、本市及び本市内関係者とともに「地域おこし協力隊制度を活用した地域課題解決プロジェクト」のマネジメント

に取り組んでいただきます。具体的には下記を想定していますが、協議の上、変更となる場合があります。

- (1) 地域おこし協力隊として任用することとしている地域おこしコーディネーターが担う次の業務のマネジメント（協力・支援）
 - ア 地域課題の可視化業務
 - イ 地域課題解決プロジェクトの推進業務
 - ウ 委託事業の「地域おこし協力隊マネジメント・業務支援及び募集業務」の推進・管理
- (2) 上天草市地域おこし協力隊制度の変更に関する業務
 - ア 地域おこし協力隊のマネジメント体制（報償費の支払、活動助成金の管理方法等）確立
 - イ タイプ別の地域おこし協力隊の導入
- (3) その他事業の推進に当たって必要な業務

5 求めるスキル及び人材像

- (1) 複数人のチームメンバーのマネジメント経験
- (2) 事業（プロジェクト）立ち上げ経験（事業計画策定、予算実績管理）
- (3) コミュニケーション力
- (4) インターネットサービス運用経験（KPI 設定、施策設定、PDCA 管理）
- (5) 基本的なPC操作が可能な方
- (6) 情報分析力や広報力・情報発信力に優れ、地域活性化つながるプロジェクト立案の仕組みづくりができる方
- (7) 心身が健康で、かつ、地域プロジェクトマネージャーとしての意欲と情熱を持っていると認められる方

6 任用形態・期間

- (1) 上天草市会計年度任用職員（パートタイム会計年度任用職員）として任用します。
- (2) 任用期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までを予定しています。
※年度ごとに任用を更新し、任用日から最長で3年間の任用を可能とします。

7 募集要件

募集要件は、次の要件全てに該当する方とします。

- (1) 3大都市圏をはじめとする都市地域等から上天草市に住民票を移動

することができる方又は本市の地域おこし協力隊として過去に活動した経験があり、かつ任用時において本市に生活の拠点があるとともに、本市に住民票を有する方

※地域要件については、総務省の「地域プロジェクトマネージャー」の関連ページをご確認ください。

- (2) 普通自動車運転免許（A T限定可）を取得している方、又は取得見込みである方
- (3) 着任日時時点で20歳以上の方
- (4) 地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方

※ 地方公務員法～抜粋～

(欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日（昭和22年5月3日）以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

8 勤務時間、勤務場所、休日、休暇等

- (1) 勤務時間
週30時間
- (2) 勤務場所
上天草市役所大矢野庁舎企画政策課（上天草市テレワーク実施要領による在宅勤務等も可）
- (3) 休日
土曜日、日曜日、祝日及び年末年始
- (4) 休暇
上天草市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき、年次有給休暇等を付与します。

9 待遇・福利厚生

- (1) 報酬月額
280,000円～330,000円
- (2) 期末・勤勉手当
支給なし
- (3) 通勤手当
支給あり（上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規則に基づき支給）
- (5) 福利厚生
共済組合、厚生年金及び雇用保険に加入します。
- (6) その他
引越し、住居費、電話通信費、活動期間中の生活に要する費用等は自己負担となります。

10 質問

質問は、所定の質問票に必要事項を記載の上、「11 応募手続等」に記載の提出先まで、メールにてお送りください。

11 応募手続等

- (1) 募集期間 令和6年3月29日（金）から4月19日（金）
- (2) 提出書類
 - ア 上天草市地域プロジェクトマネージャー応募用紙（別記様式）
 - イ 履歴書（任意様式）
 - ウ 職務経歴書（任意様式）
 - エ 住民票の写し
 - オ 運転免許証の写し
- (3) 提出方法 メール
- (4) 提出先
上天草市企画政策部企画政策課 地方創生係
e-mail: kikaku_atmark_city.kamiamakusa.lg.jp
※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しています。
送信の際は、「@」に変更してください。

12 選考方法等

- (1) 第1次選考（書類選考）
「上天草市地域プロジェクトマネージャー応募用紙（別記様式）」をもとに書類選考を行います。

なお、選考結果については、応募者全員に文書で通知します。

(2) 第2次選考（面接）

第1次選考合格者を対象に、上天草市役所にて面接を行います。

面接の日時・場所等については、第1次選考の結果を通知する際にお知らせします。

なお、第2次選考に要する費用は個人負担とします。

※第1次選考合格者を対象として、第2次選考の前にプロジェクトの関係者とオンラインによる交流会を開催する場合があります。

(3) 最終選考結果

第2次選考終了後、選考結果を第2次選考受験者に文書で通知します。

なお、選考の経過及び結果についての問合せには応じられませんので、予めご了承ください。

12 お問合せ

〒869-3692

熊本県上天草市大矢野町上1514番地

上天草市企画政策部企画政策課 地方創生係

電話：0964-26-5539 FAX：0964-56-4972

e-mail：kikaku_atmark_city.kamiamakusa.lg.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しています。

送信の際は、「@」に変更してください。

13 その他

(1) 選考結果や選考内容に関するお問い合わせには一切お答えいたしかねます。また、応募や面接等に要する費用は、自己負担となります。

(2) 応募書類に不備がある場合、その旨を連絡します。不備の修正後の提出が市の指定する日までに間に合わない場合は、応募を無効とします。

(3) 災害や悪天候等の不測の事態により、応募書類の到着が遅延する等の事情がある場合には、その事情を考慮して、取扱いを決定します。

(4) 応募の際にお預かりした個人情報、本応募の目的にのみ利用し、その他の用途には一切使用しません。

(5) 提出書類に虚偽の記載がなされた場合は、採用を取り消す場合があります。